

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一九―十九―〇号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市大字永沼字中道七百番外

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千九百六十四・五三五立方メートル